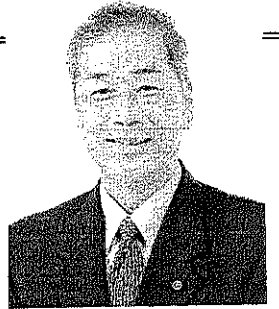
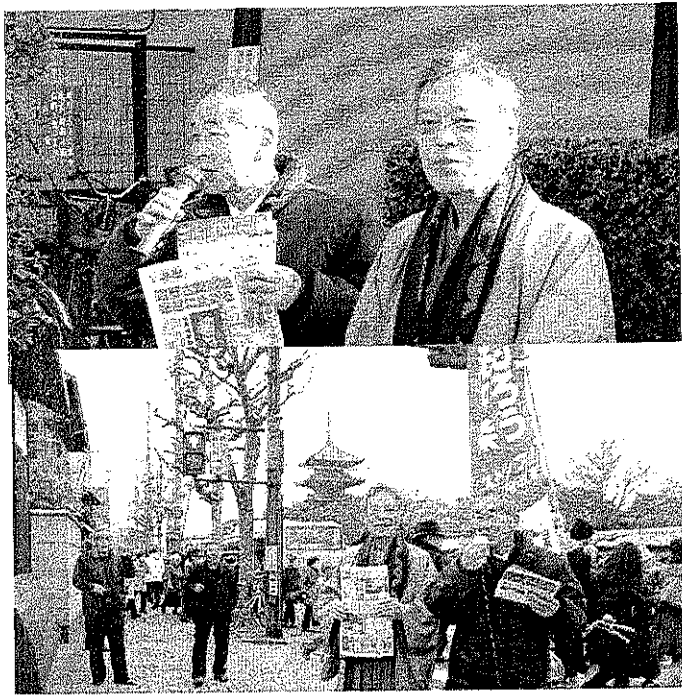


こんにちは、 日本共産党井上けんじです



日本共産党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442
 日本共産党京都市会議員団 ☎ 222-3728 FAX 211-2130
 市会議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp 2018年1月28日号



こくた衆院議員とともに国政・市政報告
 21日、初弘法の、東寺西・東各門前にて

日本の国と地方自治(京都市)の将来がかかった年 波乱含みの中で国会と市議会が予算議会開会へ

1月22日から国会が始まり、また京都市でも、近日、市長が来年度予算案を提案、市議会開会の予定です。国会にはすでに来年度政府予算案が提案され、①大軍拡と大企業減税、②社会保障の改悪と後退、③地方自治体へのお金を減らす、等々が特徴です。首相が「憲法改正」に国会での採決、国民への提案(発議)を狙っているのも大問題。京都市民を含む国民の暮らしと平和、日本の将来を左右する一大争点です。市議会でも、予算案とともに、「民泊」条例案が提案される予定です。

487人・団体から意見が寄せられる

「旅館業法」による「民泊」の違法営業が社会問題になっているにもかかわらず、国は、昨夏、「民泊新法」を制定して規制緩和、火に油を注いでいます。この新法に基づいて、各自治体でも条例が創られることになってい

「民泊」についての市民意見募集

ます。これに先立って募集された市民意見には、487人・団体、1235件の声が寄せられました。しかし市は、従来の方針に固執し、折角の市民意見はほとんど採用されていません。24日の市議会委員会で、井上議員は、

市の民泊新法条例案大

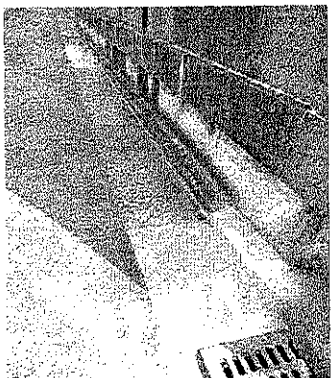
国と自治体の関係について、 旧態依然とした市長の発想

例えば、

▽民泊新法「市は、民泊に起因する生活環境悪化の防止の為、条例で区域を定めて事業実施期間を制限できる」
 ▽市の条例案大綱「住居専用地域(住専)では、3月中旬〜1月中旬は営業を制限」
 ▽井上議員の対案「市が制限すべき区域と期

側溝の改修が実現

(東寺町にて)



綱の内容と、市民意見無視の姿勢と、両方を批判し、一方、井上議員の対案を示しました。市の条例大綱案は、国言いなりで、自治体としての自主性自立性に欠けるものです。市の条例案大綱と井上議員の対案の一端を紹介します。

国と地方自治体の関係に関して

◎憲法「地方公共団体は、(地方自治の本旨にもとづいて)その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」
 ◎地方自治法「地方公共団体は地域における行政を自主的に実施」「国は、住民に身近な行政はできる限り地方に委ねることを基本として…地方の自主性自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」「法令の規定は地方自治の本旨に基づいて…解釈し運用するようにしなければならない」「国は地方公共団体が地域の特性に応じて事務を処理できるよう特に配慮しなければならない」…
 ◎原田尚彦東大教授「法の執行者としての地方公共団体は立法者の法解釈に盲従すべきでない。地方自治の本旨にもとづいて法令を自主的に解釈しその運用を図る権限と責任をもつ」…

間を決めればいいから、住専以外にも、例えば細街路や地域住民が協定を結んだ地域等も制

限すべき。住専は、元々、宿泊業は禁止の区域だから年中制限すべき」
 ▽市の見解「国は、年中制限は適当でないと言っている」
 ▽井上議員「国の官僚の解釈に従う義務はない。自治体に従うべきは、国会が決めた法律であり、しかもその解釈権は自治体にある。昔は、『条例は法律の範囲内』が狭く解釈されていたが、今の地方分権時代では、条例の権限と範囲が広く考えられている。市長の考えは旧態依然。」